

令和4年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

◎議事日程

令和4年2月16日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 令和4年度四市複合事務組合予算

第3 議案第2号 令和4年度四市複合事務組合補正予算

第4 議案第3号 損害賠償の額の決定について

第5 議案第4号 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例

第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）

第7 議案第6号 公平委員会委員選任の同意を求めることについて

第8 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

1、日程第1から第8まで

午後2時5分開会

○議長（佐野正人議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（佐野正人議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（佐野正人議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（佐野正人議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より四市複合事務組合の運営に対して様々な形でお力添えを頂戴しておりますこと、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

本日御審議をいただく案件につきましては、ただいま議長からお話があったように、令和4年度の予算案を含めて6件となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして三山園の関係ですが、今、新型コロナウイルスの関係で、各職員ともに感染予防に努めながら日常の運営を行っておりますけれども、ワクチンに関しては、1月24日から職員と入所者の皆さんに開始をしております、本日をもって全員のワクチン接種が終了する予定となっております。

そして馬込斎場の関係でありますけれども、大規模改修工事は順調に進んでおりまして、今月末に二期工事へ切替えを行う予定となっております。引き続き様々な形で利用者の皆さんの支えとなるように運営していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐野正人議員） ありがとうございます。

○議長（佐野正人議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（佐野正人議員） 次に、日程第2、議案第1号令和4年度四市複合事務組合予算を議題といたします。

〔議案第1号は巻末に掲載〕

○議長（佐野正人議員） 提出者から説明を求めます。
管理次長。

○管理次長（白土太） それでは、議案第1号令和4年度四市複合事務組合予算について、お手元の令和4年度四市複合事務組合予算書にて説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条では、令和4年度の歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ34億2,569万2,000円を計上いたします。令和3年度予算21億8,682万5,000円に対し12億3,886万7,000円の増となります。

第2条では、地方自治法第292条において準用いたします同法第230条第1項の規定により、地方債を起すことについて定めるものです。

4ページを御覧ください。第2表地方債のとおり、馬込斎場整備事業として限度額14億3,930万円を計上いたします。

1ページにお戻りください。第3条では、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の

規定により、一時借入金の借入れの最高額を5億1,000万円と定めるものであります。

それでは、令和4年度歳入歳出予算について、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

7ページから9ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入を合わせたサービス収入合計4億9,369万8,000円を計上し、前年度と比べ257万4,000円の増額となります。

次に、2款分担金及び負担金は9億5,983万9,000円を計上し、前年度に比べ3,529万9,000円の増となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は議会、総務に係る共通経費と三山園及び斎場の管理運営経費並びに施設整備費となります。

このうち1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で、1億3,568万4,000円を計上し、起債償還分の施設整備費が減少することなどから前年度比4,624万5,000円の減額となります。

また、2目衛生費負担金は斎場に係る分賦金で、しおかぜホール茜浜整備事業及び馬込斎場整備事業に係ります起債償還金の増額並びに馬込斎場大規模改修工事が最終年度となり、工事の出来高が上がることなどから増額となる8億2,415万5,000円を計上し、前年度と比べ8,154万4,000円の増となるものです。

次に、3款使用料及び手数料は2億1,143万6,000円を計上し、前年度と比べ5,632万3,000円の増額となります。

主な増額の要因は、12ページに行きまして、2目斎場使用料で2億1,142万4,000円を計上し、前年度と比べ5,632万3,000円の増額となります。

次に、4款財産収入は、基金運用収入と財産貸付収入として、前年度と同額の264万2,000円を計上しました。

次に、5款寄附金は、民生費寄附金として1,000円を

計上しました。

次に、6款繰入金は、令和4年度の定年退職者に係ります退職手当の財源として、退職手当基金から1,159万1,000円の繰入れを計上しました。

7款繰越金は、令和3年度から4年度への繰越金を2億7,973万1,000円を計上しました。

8款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費領布と残骨灰の売払い収入が主なもので2,745万3,000円を計上しました。

9款組合債は、馬込斎場大規模改修工事費及び工事監理委託料の令和4年度分の対象経費の合計15億5,604万2,000円に対する組合債として14億3,930万円を計上しました。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。1款議会費は、組合議員報酬及び議会運営に要する経費として114万6,000円を計上し、前年度と比べ16万7,000円の減額となります。

16ページ、17ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合事務局に係る運営経費などで1億9,705万6,000円を計上し、前年度と比べ465万4,000円の減額となります。減額の主な理由といたしましては、人件費において、定年退職者に係ります退職手当の計上がありますものの、派遣職員2名分を削ったことや時間外勤務手当などが減となったことから1億2,727万円を計上し、前年度比303万1,000円の減額となります。

18ページ、19ページをお開きください。3款民生費は特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経費で5億4,386万3,000円を計上し、前年度と比べ1,436万3,000円の減額となります。

内訳といたしまして、1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で3億6,926万7,000円を計上し、前年度と比べ100万4,000円の減となります。

20ページ、21ページをお開きください。2目老人福祉施設費は三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で1億7,459万6,000円を計上し、前年度と比べ1,335万9,000円の減額となります。減額の主な理由

といたしまして、17節備品購入費において、前年度に特殊浴槽1台及び車椅子入浴装置1台などの購入がありましたことから、前年度と比べ1,237万2,000円の減額となるものです。

22、23ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場としおかぜホール茜浜の管理運営に要する経費で20億4,227万9,000円を計上し、前年度と比べ10億8,048万1,000円の増額となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で5,819万円を計上し、前年度比119万3,000円の増額となります。増額の主な理由といたしまして、12節委託料で前年度のサーバーやLAN配線の移設委託料よりも令和4年度の予約システムの改修委託料が上回ることから、前年度と比べ134万7,000円の増額となるものです。

24ページ、25ページをお開きください。2目斎場施設費は斎場施設の維持管理に要する経費で19億8,408万9,000円を計上し、前年度比10億7,928万8,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、14節工事請負費で馬込斎場の大規模改修工事費及び火葬炉補修工事費の増加、しおかぜホール茜浜の火葬炉補修工事費の新規計上により10億6,008万1,000円の増額となることによるものです。

26、27ページをお開きください。5款公債費は5億7,134万8,000円を計上し、前年度比1億6,257万円の増額となります。元金は5億4,376万4,000円、前年度より1億5,426万2,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、三山園建替事業債の元金償還が一部終了するものの、しおかぜホール茜浜整備事業債の平成30年度、31年度の元金償還が増加となりますことから増額となるものです。利子は2,758万4,000円、前年度より830万8,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、馬込斎場大規模改修事業債の令和3年度の利子償還が開始となりますことと、同工事の前払い及び中間払いに係る一時借入金の利子を計上したことにより増額となるものです。

28、29ページをお開きください。6款予備費は7,000万円、前年度より1,500万円の増額となります。

30ページから35ページまでは給与費明細書となって

おります。

36ページは地方債の調書で、前年度末の残高86億5,838万3,000円、当該年度の新たな起債を14億3,930万円、元金償還を5億4,376万4,000円とし、当該年度末の残高は95億5,391万9,000円を予定しております。

以上が令和4年度四市複合事務組合予算の説明となります。

.....

○議長（佐野正人議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書のページを添えていただくと分かりやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

質疑はありますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） よろしく願いいたします。

この中に資料はないんですが、過去10年間の三山園の単独の決算の状況を確認させていただきました。そうしたところ、黒字だったのは平成28年、29年、30年の3年間だけで、あとは赤字というような状況です。介護報酬だけでは賄えない分には各市からの分賦金を充てているということなんですけれども、それは今の11ページのところに出てきます。分賦金ありきで予算が立てられているようなんですけれども、その額が来年度は3,300万円以上を計上されているというような状況です。この分賦金の中で言うと、管理運営費というところがそれに当たるようなんですけれども、民間の介護施設で言えば、このような分賦金はなくて、苦しい中でも自力で運営を続けているわけなんですけれども、普通はこのような状況だと経営破綻という状況だと思われれます。三山園では、来年度の予算を立てるに当たって、この赤字の状況をどのように分析されているのでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） 令和4年の予算を立てる上で労働基準監督署の是正勧告後、人件費が増えていることに加え、需用費や委託料が増えていることが主な要因となっております。以上を加味しまして予算を立てております。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 人件費が高いというお話がありましたけれども、私は、そもそも介護施設の運営がどこも厳しいというのは低過ぎる介護報酬にあるんじゃないかなとは思っています。介護報酬が低過ぎるために施設は職員の給与も上げられないし、給与が安いから介護職員が集まってこないというような悪循環に陥っているんだと思っています。その話は別ですけども、私たち議員も国に対して、介護施設を守るためには介護報酬引上げを要望していかなくちゃいけないのかなとも思っています。

今、三山園については、職員の給与がほかよりも高いんじゃないかなというような御答弁がありました。三山園では、平成28年に特別養護老人ホーム三山園経営再建計画書というのが作成されています。その中には、経営再建に向けての具体的な手法として職員給与費の削減という項目があって、地域の手当を12%から4市の中で一番低い市の6%に削減するだとか、業務員を正職員から非常勤職員に変更するというような、相当人件費削減が行われているわけです。それでも、やはりまだ人件費が高くて給与削減が必要だとお考えでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） 三山園の再建計画では、職員の手当引下げを行っております。その一方で資格手当、年末年始手当、役職手当などの新設も行っております。民間と比較しましても、現在も高い状況とはなっております。平成30年度の資料となりますが、三山園介護職員の平均給与年収と市内民間の特養職員の平均年収の差は130万ほどありました。

以上です。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 職員の配置についても伺っていきます。令和3年度、今年度の予算では、常勤が47名、会計年度任用職員が30名、合計77名。それが来年度の予算では、常勤が39名、会計年度任用職員が30名、派遣が8名、合計77名ということで、総数は変わらないんですが、常勤が8名減った分、派遣に変わっています。派遣が8名というのも、常勤換算ですか

ら、頭数としては、実際には働く方が短時間で多くなっているということなのですが、常勤だった方8名をいつでも雇ったり、お断りできるような派遣に変える、不安定な働き方に変えていくことに対しては、職場で共に働く職員とか、あと利用者さんの安全性の担保とあったところでは大変不安が残るんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） まず、派遣職員が増えてということですが、現在の派遣職員の状態を踏まえて予算計上しております。その上で派遣職員の交代等があった場合ですが、その場合には引継ぎ期間などを設けることなどとして職員の負担軽減、また利用者の安全確保に努めております。

以上です。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今申し上げた再建計画書、これなんですけれども、この中では、平成29年から令和7年までの長期の収支計画案も出されています。介護報酬で得られるサービス収益を見ても、令和3年度予算も、そして令和4年度予算も、当初の計画書に比べると大幅に減っている予算が立てられているんです。この予算を立てるに当たって、再建計画書で計画されていた、この再建計画書の進捗状況とか評価というものとはきちんとされているのでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） 再建計画の点検評価につきましては、労働基準監督署の是正勧告後、経営計画どおりになっていないことや新型コロナウイルス感染症の対策なども考慮いたしまして、見合わせております。

また、再建計画で長期の利用率98%で見ておりますが、令和4年度は95%で計上させていただいております。これにつきましては、長期入所者の入院だとか入れ替わりなどで空白が生じてしまいますが、これはなるべくないように努めてまいります。

以上です。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） コロナの状況もあると思うので、予算を立てる上でなかなか難しいと思うので、

すけれども、本当に減っていく状況とか、ベッドをどうやって埋めていくのかというところでは、せっかいいい計画案でありますし、これができた後、平成29年、30年は、ちゃんと黒字が出てきているんですよね。せっかいいいがあるので、計画に沿って運営をしていただきたいと思います。

もう1点だけ、馬込斎場の料金についてなんですけれども、料金改定は令和4年8月の定例会で上程が予定されているようなのですが、しおかぜホールの料金と比べると馬込斎場のほうが安いという話がずっと出ています。ただ、しおかぜホールと同じような料金設定、施設整備費を料金に上乗せしていくというような考え方は、やっぱり市民に対して負担が大きく、火葬料というのはどうしても避けられないものでありますし、その算定方法については改めて見直すべきじゃないかなと思います。今、4市においては、どのような協議がされているのでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 管理次長。

○管理次長（白土太） 馬込斎場の大規模改修工事後は、馬込斎場の大規模改修工事の事業費を勘案した中で算定方法や受益者の負担率など、関係市さんと協議を重ねて料金改定を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 式場を使うかどうかは別としても、火葬はどうしても避けられないものなので、市民に負担を強いるような料金改定はしないでいただきたいということを申し添えて、終わります。

○議長（佐野正人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論がありますので、まず、

反対討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。

神子議員。

○3番(神子そよ子議員) 第1号議案について反対討論を行います。

三山園について、これだけ赤字が続いている中でサービス収益を増やしていこうという努力をもう少ししていただきたいと思います。看護師の人数が少ないことで、看護師が夜勤に入れる回数が限られてきている。そのことで、医療必要度の高い方の入所が減ってきているというような状況があります。さらに、来年度、看護師の人数を減らす予算には賛成ができません。医療ケアの内容が後退してしまっているのではないのでしょうか。非常に心配なところです。

また、職員の総数は今年度と変わらないものの、常勤8名を不安定な派遣に置き換えることは利用者の安全の担保のためにも、共に働く職員の環境としても大変不安を感じるどころです。民生費の分賦金もこのまま増えていったり、このままずっと充て続けるというようなことは、やはり市民が納得しないと思います。民間はいかにベッドを埋めるか、どうしたら通所サービスで選ばれる施設になるのか、様々な工夫をしています。ぜひ三山園にもしっかりと頑張ってもらいたいと思います。

もう一つは、これまでしおかぜホールの使用料が高過ぎることを指摘してきています。しかし、来年度予算案もそこには全く反映されておらず、これまでどおりの予算となっています。市民の負担を考えれば、料金算定の在り方自体、見直しを再度求め、反対討論いたします。

以上です。

○議長(佐野正人議員) 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐野正人議員) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長(佐野正人議員) これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐野正人議員) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(佐野正人議員) 次に、日程第3、議案第2号令和3年度四市複合事務組合補正予算と日程第4、議案第3号損害賠償の額の決定についての2議案を一括して議題といたします。

[議案第2号及び第3号は巻末に掲載]

○議長(佐野正人議員) 提出者から説明を求めます。
管理次長。

○管理次長(白土太) 議案第2号令和3年度四市複合事務組合補正予算及び議案第3号損害賠償の額の決定につきましては、関連がございますので、併せて説明させていただきます。

初めに、議案第3号損害賠償の額の決定について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

本件損害賠償請求事件は、平成25年7月8日、三山園デイサービスセンターにおきまして、介護職員が入浴介助のため、認知症である利用者のAさんを脱衣室内のベンチに誘導し座っていただきましたが、脱衣介助を行う際に立ち上がり歩き出しましたので、別の介護用ベッドに誘導し座っていただき、脱衣介助を行いました。脱衣後、介護職員が脱衣した衣類を4メートル離れた脱衣籠に置きに行くため、座っていただきねと声をかけ、その場を離れた間に歩き出し、脱衣室の中央で転倒し右大腿骨頸部骨折と診断され、入院日数32日、その後自宅での療養を要した事故でございます。

事故後の経過でございますが、Aさんの御家族に状況説明と謝罪を行いました。平成25年9月19日にAさんの御家族から賠償額の提示をしてほしいとの申出があり、何度か話し合いを重ねましたが、平成28年6月9日にAさんの御家族の代理人弁護士から損害賠償1,352万1,620円の通知書が届きました。これを受けまして組合として対応するため、弁護士を平成28年7月

14日に選任いたしました。平成28年9月12日に組合の代理人から相手方代理人に対し、介護職員が声をかけ、その場を離れたことから安全配慮を欠いたことを認め、50%の寄与度減額を行います損害賠償額を499万4,136円と提示しましたところ、令和3年9月7日に相手方代理人から組合の代理人に対し、後遺症診断の文書料を含みます賠償額501万500円での提示があり、その後、令和4年1月7日に相手方代理人に示談案を示し、これをAさんの御家族が応諾しましたことから、議案書1ページの2、要旨にありますとおり、損害賠償の額として501万500円の支払い義務があることを認めるものとし、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、損害賠償金は、組合が加入しております全国社会福祉協議会社会福祉施設総合損害補償保険により全額充当される見込みでございます。

続きまして、議案第2号令和3年度四市複合事務組合補正予算について御説明いたします。

令和3年度四市複合事務組合補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま御説明いたしました損害賠償請求事件の損害賠償金を支出するために、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500万円を追加し、21億9,182万5,000円とするものでございます。

8ページを御覧ください。歳入におきまして、8款諸収入1項雑入1目雑入2節雑入にて損害賠償保険金の500万円を増額し、10ページにありますとおり、歳出では、3款民生費1項老人福祉費1目老人福祉総務費21節補償補填及び賠償金にて、賠償金の500万円を増額する補正をするものでございます。

1ページにお戻りください。第2条の繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして、令和3年11月19日から令和4年3月31日までの契約期間として、三山園の消防設備にかかります複合受信機更新修繕につきまして、新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延し、半導体の生産が停滞しているため、本契約にかかります機器の納品時期

が未定となっております。本修繕が令和3年度に業務を完了することができない可能性がありますことから、12ページにありますとおり、3款民生費1項老人福祉費2目老人福祉施設費10節需用費の当該予算605万円を翌年度への繰越明許費として設定することを併せて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号と第3号の説明は以上です。

.....

○議長（佐野正人議員） これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより討論に入ります。
まず、日程第3、議案第2号令和3年度四市複合事務組合補正予算について、討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより採決に入ります。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野正人議員） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（佐野正人議員） 次に、日程第4、議案第3号損害賠償の額の決定についての討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論がありますので、まず、

反対討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方の発言を許します。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 第3号議案について賛成の討論を行います。

本議案は、デイサービス利用の転倒事故の損害賠償について、既に保険会社、相手方弁護士により和解が成立した案件であるため、反対をするものではありません。

しかし、事故の経緯から、利用者の既往や要介護度4ということを考えれば、ほんの一瞬でも目を離し、1人にしてしまったということはケアミスと言わざるを得ない案件だと考えます。事故後の対策は職員間でも共有されているとのことですが、同様の事故が起きかねないよう十分に注意していただくことを申し添えて、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐野正人議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野正人議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（佐野正人議員） 次に、日程第5、議案第4号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を議題といたします。

〔議案第4号は巻末に掲載〕

○議長（佐野正人議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山芳和） それでは、議案の3ページをお開きください。

議案第4号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例について説明いたします。

特別養護老人ホーム三山園は昭和47年6月に開設し、老人福祉法に基づき措置による受入れを行ってきました。その後、平成12年に介護保険法が施行され、利用者がサービスを選択し、契約して入所する施設として大きく転換し、平成12年以降は議会総務費及び組合債償還金を除いた三山園の運営費につきましては、介護報酬を財源とすることで関係市との間で合意し行ってきましたが、その後、令和3年度からは、運営費につきましても、関係市に分賦金を請求せざるを得ない状況となり、今後も赤字が見込まれます。開設当時は4市管内において唯一の特別養護老人ホームでありましたが、現在では4市内で69の施設まで増加しており、県内においては505施設となり、そのうち公設公営が3施設、公設民営が3施設となっております。また、総務省が地方公営企業の抜本的な改革を推し進め、全国的には公設公営の民営化が進んでいる状況となっております。

このように、開設当初から比べますと様々な状況が変化しておりますことから、特別養護老人ホーム三山園の公的存在意義を踏まえた役割、それから、今後の在り方について検討するために様々な知識を有する方を構成委員とした審議会を設置して諮問を行ってもらうものです。

この条例の施行は令和4年4月1日といたしております。

以上が条例案の説明となります。

.....

○議長（佐野正人議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 今の御説明を聞いていますと、赤字が今後も見込まれるとか、地域の状況が変わってきているというお話もありましたが、予算でも常勤職員を不安定な雇用、派遣に切り替えたり、審議会の構成メンバーを拝見すると、経営が厳しい三山園

の民営化の検討なのかと思わざるを得ません。

先ほどから申し上げている再建計画書には、このように書いてあります。赤字は続いているけれども、三山園は数少ない公立介護施設として、他の施設の模範となるような質の高い介護サービスを提供するとともに、介護職員の処遇改善のモデルとなるような運営を行います。公の施設の役割と使命の再確認として、まず1、高い医療ニーズに対応します、2、地域福祉に寄与します。これを読んで、本当にそのとおりだなと私は思いました。このあり方検討審議会では、ぜひこういう内容を話し合っていたいただきたいと思います。

先ほど職員の給与がほかよりも高いというお話もありましたけれども、一定の給与は、やはり介護職員は保障が必要だと思うんです。給与を一定保障して、介護の質の担保ということを考えれば、どうしてもそこは最低下げられないところがあると思います。ただ、そこにはやはり公設ということで税金が使われているわけですから、高い医療ニーズに応えられるような、職員のスキルアップや地域福祉に寄与するようなサービスの提供も当然求められてくると思うんです。三山園が公の施設として民間とは違う、ここが売りだよというようなところは今現在、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐野正人議員） 事務局長。

○事務局長（村山芳和） 民間の他施設で受け入れがたい認知症の方、例えば激しい暴力行為のある方、それから継続して怒りのある方、大声を張り上げる方などであったりとか、あとは家族関係が薄いといった利用者の方の受入れ等も積極的に行っております。あと民間でも行っておりますけれども、虐待による措置の受入れであったりとか、生活保護者などの受入れも積極的に行っております。

医療面につきましては、隣にある済生会習志野病院が協力病院としていただいておりますので、連携して週3日の医師の往診を行っており、また、緊急外来などにおいては連絡通路を通して、すぐに受診をできるというような体制も取っております。それから、入院等も済生会の支援を受けております。

以上でございます。

○議長（佐野正人議員） 神子議員。

○3番（神子そよ子議員） ありがとうございます。本当に今みたいなことって、やっぱり大事なことで、地域のケアマネたちは公の福祉施設を頼りにしているんですよね。ほかではなかなか受け入れられない利用者さんを受け入れてもらえるというところで、知り合いのケアマネも公設の最後のよりどころだとも言っています。こういう職場ですから、働く職員のモチベーションを高く保って、市民が納得するような、地域の福祉に寄与するような事業運営をぜひこの検討審議会でも話し合っていたいただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（佐野正人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論がありますので、まず、反対討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方の発言を許します。

神子議員。

○3番（神子そよ子議員） 三山園は、県内でも数少ない公立の介護施設の一つです。繰り返しになりますが、公の施設としての役割と使命について、民間の施設の模範となるような介護サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核的な機能を担える施設づくりをぜひ進めていってほしいと思います。

また、介護職員の処遇改善のモデルとなるような運営を行っていただきたいと思います。市民の要求に応

えられる質の高い施設を目指して、あり方検討審議会では、三山園のあるべき姿、役割と使命について議論をしていただきたいと願い、賛成討論といたします。

○議長（佐野正人議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野正人議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（佐野正人議員） 次に、日程第6、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案第5号は巻末に掲載〕

○議長（佐野正人議員） 提出者から説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（村山芳和） それでは、議案の7ページ、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

8ページを御覧ください。四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、条例では、常勤の例により支給することとなっているため、一般職と同様とした場合、年間0.15か月分引下げとなります。しかし、会計年度任用職員は1年間を通じての任用であり、年度中に条件を変更することは制度上なじまないため、引下げせずに据え置くこととしたものです。

本来であれば、本組合の関係条例の改正条例を議決していただかなければなりません。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第292条において準用する第179条

第1項の規定により専決処分させていただきました。

つきましては、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

.....

○議長（佐野正人議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（佐野正人議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野正人議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（佐野正人議員） 次に、日程第7、議案第6号公平委員会委員選任の同意を求めることについてを議題とします。

〔議案第6号は巻末に掲載〕

○議長（佐野正人議員） 職員に議案を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（佐野正人議員） お諮りします。

本案については、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野正人議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐野正人議員） 起立全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

事務局 長 村 山 芳 和

管 理 次 長 白 土 太

しおかぜホール茜浜斎場長 矢 島 明 彦

代表監査委員 栗 林 紀 子

○議長（佐野正人議員） 日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に松橋浩嗣議員及び服部友則議員を指名します。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議員 佐 野 正 人

四市複合事務組合議会議員 松 橋 浩 嗣

四市複合事務組合議会議員 服 部 友 則

○議長（佐野正人議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

○議長（佐野正人議員） これをもちまして、令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会します。円滑な議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

午後2時54分閉会

[出席者]

◇出席議員（12人）

議 長	佐 野 正 人
副議長	西 村 幸 吉
議 員	芝 田 裕 美
	中 村 潤 一
	神 子 そよ子
	滝 口 一 馬
	松 橋 浩 嗣
	鈴 木 和 美
	塚 本 路 明
	服 部 友 則
	中 山 恭 順
	宮 本 泰 介

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	辻 恭 介
会 計 管 理 者	大 澤 孝 良
副 参 事	蕨 孝 之